

高市相第 427 号 - 2
平成 26 年 6 月 30 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

高槻市長 濱田 剛史
(公印省略)

貴団体からの要望について (回答)

長雨の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は市政各般にわたりまして格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
平成 26 年 6 月 4 日付け (高市相第 427 号 No.140026) にて受付しました標
題の件につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願ひいた
します。

【取りまとめ】

高槻市市民生活部

市民生活相談課 担当：小笠原

電話 072-674-7130

FAX 072-674-7722

要望項目

1 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に、社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいがつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

【回答】

職員の配置については、その業務内容、労働実態に基づき、必要人数を配置しています。また、臨時職員、非常勤職員の労働条件については、国や近隣の自治体の状況を考慮し、決定しています。（人事課）

2 国民健康保険・医療について

① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割りとは0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障がい者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」などに限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免の影響について具体的にお答えください。

【回答】

昨年度から赤字補填分や保健事業に対する新たな一般会計からの繰入を行い、保険料負担の軽減を図るとともに所得減少の減免制度の拡充や新たな低所得者減免制度を創設する等、低所得者に対する配慮を行っております。

また、減免制度につきましては、ホームページや広報誌、納入通知書に同封して送っている「国民健康保険だより」で周知しています。なお、生活保護基準引き下げによる

保険料減免の影響はありません。（国民健康保険課）

本市の一部負担金減免制度につきましては、災害や疾病、失業等により、収入が著しく減少した場合等において、その状況が改善されるまでの間、原則3ヵ月を期限として実施するものでありますが、入院には限定せず、外来診療についても対象としております。

広報につきましては、ホームページ、「広報たかつき7月25日号」への掲載に加え、11月の国民健康保険被保険者証更新時に同封し、被保険者世帯へ送付しております。「国民健康保険だより」においても、掲載しております。

生活保護基準引き下げによる影響につきましては、引き下げ前に申請された方を引き下げ後の基準で試算いたしましても、影響はございませんでした。（医療給付課）

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。財産調査・差押さえについては法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥ることがないようにすること。地方税法第15条・国税徴収法153条に基づき無財産・生活困窮状態の場合は直ちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2014年3月27日付通知にもとづき直ちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】

特別な理由もなく一定期間以上の滞納が続いた場合には、資格証明書の交付が義務付けられていますので、公平な保険料負担を実現するため、法令の定めに基づき執行しています。なお、資格証明書の交付に当っては弁明の機会を設け、個別事情を十分考慮しています。

高校生世代までの子どもがいる資格証明書世帯に対しましては、6ヶ月有効の短期被保険者証を全世帯に郵送するとともに、返送されてきたものにつきましては、すべて訪問し、差し置きしております。

悪質滞納者や、本市からの呼びかけに応じない滞納者に対する差し押さえにつきましては、公平性を確保する観点からも、適切に対応してまいります。なお、差し押さえを行うに際しては、数度の通知を行い納付や納付相談を呼びかけるとともに、預貯金の額を確認するなど、慎重に実施しております。また、生活保護受給者に対しての滞納分に

つきまして、請求は行なわないように配慮しています。（国民健康保険課）

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

新たに国保の担当になった者に対しては研修等を行い、国保制度の周知を図っています。（国民健康保険課）

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課と常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては、滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

【回答】

納付相談時には、その人の必要に応じて、福祉部門と連携をとりながら、対応しています。（国民健康保険課）

- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開すること。

【回答】

現在、運営協議会につきましては、会議の公開に関する要綱及び傍聴要領等に基づき、適切に運営しており、会議録はホームページでも公開しています。

（国民健康保険課）

- ⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」一円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅にうまわるために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

【回答】

広域化等支援方針を策定において都道府県は市町村に対し意見を求めることとされており、本市におきましても大阪府に対し意見を出しております。（国民健康保険課）

- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】

ペナルティ分の廃止につきまして、市長会を通じて要望を行っております。なお本市ではペナルティ分の金額につきましては、一般会計から繰り入れています。

- ⑧ 無料定額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保等カウンターに常時配架すること。

【回答】

本市においては、無料低額診療事業を実施している医療機関がございませんので、他市で無料低額診療事業を実施している医療機関につきましては、生活福祉支援課にてご案内しております。(医療給付課)

3 健診について

- ① 特定検診は国基準に上乘せして以前の一般検診並みの内容とし、糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

本市で実施している特定健診では、尿潜血、総コレステロール、血清クレアチニン、心電図などの検査項目を、国の基準項目に加えて、無料で実施しています。

また、今後も受診率向上のため、受診率の高い自治体の取り組み状況について引き続き調査・研究を進めてまいります。(健康づくり推進課)

- ② がん検診等の内容を充実させ特定検診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

特定健診とがん検診の同時受診については、集団健診会場において、特定健診とがん検診を同時に受診していただける、「まとめて健診」を実施し、受診者の利便性の向上を図っています。

がん検診については、平成 22 年度から個別委託医療機関・集団検診とも 1 検診につき 500 円(集団の肺がん検診は 100 円)で実施し、受診しやすい体制づくりを整備しています。また、平成 21 年度からは子宮がん検診と乳がん検診については一定の年齢の方に無料クーポン送付を、平成 23 年度からは大腸がん検診、肝炎ウイルス検診についても一定の年齢の方に無料クーポンを送付してまいりました。

これらの取り組みにより、制度の周知と受診率向上が一定図られたことから、平成 26 年度は、子宮頸がん検診無料クーポンについては 20 歳の方、乳がん検診無料クーポンについては 40 歳の方を対象とすることとし、加えて、平成 21 年度から平成 24 年度まで無料クーポンを送付した方のうち、受診されていない方に再度無料クーポンを送付す

ることで、未受診者の受診促進を図ってまいります。（健康づくり推進課）

- ③ 人間ドック助成を行うこと。

【回答】

人間ドック助成については、既の実施しています。（医療給付課）

- ④ 日曜検診、出張検診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】

本市では、日曜健診を実施しているほか、出張健診についても保健センター、公民館、コミュニティセンター等で実施しており、受診環境の充実に努めております。

（健康づくり推進課）

4 介護保険について

- ① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また、本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

【回答】

介護保険料につきましては、介護保険法において公費の負担割合は法定化されており、法定外繰り入れについて、住民のための貴重な財源を一部に投入することは不相当であると国の見解が示されています。

また、介護保険制度は全国一律の制度であることから、低所得者に対する対策は制度の枠組みを崩さないように、国においてその仕組みが構築されるべきであり、低所得者対策として、国レベルでの責任をもった措置を継続して要望しているところです。

特に生活が困難な方の介護保険料を本市独自基準に基づき、軽減を行う制度を実施しております。（介護保険課）

- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること。

【回答】

現行の介護保険制度では、介護給付費負担金を定率とし、国の25%負担のうち、5%を財政調整交付金に充てることとなっております。

しかしながら、所得階層が高く、後期高齢者率の低い市町村では、第1号被保険者への過大な負担となるため、財政調整交付金につきましては、別枠とし、国庫負担金を2

5%の定率とするよう国に要望しております。（介護保険課）

- ③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること

【回答】

平成26年3月末日現在で、要支援者のうち、介護予防訪問介護については1,999人、介護予防通所介護については1,643人が利用しております。サービス内容は、訪問介護については掃除や買い物の利用が多く、通所介護については、運動やリハビリを目的とした短時間のデイサービスの利用が多くなっております。

「多様な主体による多様なサービス」の概要については、国からガイドラインが未だ示されていない状況であり、今後も情報収集に努めてまいります。また、本年4月から来年度に施行予定の介護保険法改正に対応するため、長寿生きがい課に2名体制で法改正対応準備チームを設置しております。（長寿生きがい課）

- ④ 利用者負担割合を引き上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村とし独自減免を行うこと。

【回答】

国の制度により、介護サービスを受けるにあたり、利用者の負担が過重にならないよう、1か月あたりの負担上限額を設定し、その上限額を超える場合に、その超えた額を支給する高額介護サービス費や高額医療・高額介護合算制度などにより、介護サービス利用料の軽減を図っているものです。

また、施設を利用する場合の食費及び居住費などの利用者負担額についても費用軽減する制度（補足給付）により、利用者の負担を軽減しています。（介護保険課）

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】

施設整備等につきましては、第5期介護保険事業計画に基づいて、日常生活圏域に適

正なサービスが展開できるよう計画的な整備に努めているところです。（介護保険課）

本市内のサービス付き高齢者向け住宅については、中核市である本市に認定や検査等を行う権限があるため、定期的に立入検査を実施するなど、実態の把握や管理運営の適正化に努めているところであり、今後も適切に対応してまいります。（住宅課）

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

本市におきましては、定期的に介護保険事業者研修会等を開催し、担当ケアマネジャーに対して、適切なアセスメントを踏まえ、援助目標と解決すべき課題を明確にし、真に必要な理由をケアプランに位置づけていただくよう、指導しております。

（介護保険課）（福祉指導課）

- ⑦ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1ヶ所設置すること。

【回答】

第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、アンケート調査を実施し、日常生活圏域を踏まえたなかで策定してまいります。また、地域包括支援センターにつきましては、4つの日常生活圏域に対し、12ヶ所設置しております。（長寿生きがい課）

5 障がい者の65歳介護保険優先問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障がい者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（平成19年3月28日付）をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。

【回答】

65歳以上の障がい者は、原則として介護保険の認定を受けていただいたうえ、介護保険サービスへ移行することとなりますが、個別の状況等をお聞きする中で、障がい特性上等の理由により市が必要と判断した場合にあっては、引き続き障がい福祉サービスの支給決定を行う場合もあります。また、介護保険サービスへの移行にあたっては、利用する介護保険事業所が決まるまでの間や調整期間は、経過的に障がい福祉サービスを利用できるよう、配慮に努めているところです（障がい福祉課）

- ② 64歳までの障がい者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

【回答】

介護保険サービス利用料の自己負担割合につきましては、公平性の観点からサービス利用料については1割負担となっております。

また、市民税非課税世帯等の低所得者については、すでに高額介護サービス費等の負担限度額を低く設定するなど負担軽減を実施しております。（介護保険課）

6 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

生活保護の実施体制については、毎年、正規職員の増員を行っているところではありますが、引き続き福祉専門職を含めた正規職員の増員配置により、社会福祉法に規定される標準数を満たすよう努めてまいります。研修については、積極的に外部講師を活用するなどケースワーカーの相談援助技術等の研鑽を行っているものです。また、申請権を侵害するような対応がないよう組織的に徹底しているものです。（生活福祉総務課）

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

【回答】

「生活保護のしおり」については、窓口にも常時配架し、別紙のとおり生活保護法の目的を明記し、制度をわかりやすく説明したものにしています。また、相談に来られた方については、生活に困っておられる事情をお聞きして、懇切丁寧に分かりやすく制度説明を行い、申請のご意思があれば速やかに申請書を記入していただいております。現在の取扱いにおいても申請権を保障できていると考えております。（生活福祉総務課）

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回答】

申請権を侵害するような対応がないよう組織的に徹底しております。就労可能か否かについては、対象者からの聞き取りや医師の意見書、また嘱託医協議により客観的に判

断しており、就労不能と判断された者に対して就労指導は行っていません。また、専門の就労支援員により、ハローワーク（ワークサポートたかつき）への同行や面接でのアドバイスなど、対象者の求職活動を幅広く支援するとともに、今年度から職場体験等を受け入れていただける事業所の開拓にも取り組んでいきます。（生活福祉総務課）

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】

通院のための移送費の認定については、被保護者に対し地区担当員から周知し、適切な医療機関を受診できるよう説明を行い、主治医の意見書を徴取するなどして、必要性を検討したうえで、必要な移送費については支給を行っています。就職活動のための移送費の認定については、実施要領上で条件となっている、実施機関の指示又は指導を受けて求職活動を熱心かつ誠実に努力した場合に支給を行っています。「生活保護のしおり」への記載については、引き続き検討します。（生活福祉総務課）

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回答】

急病時等については医療機関と連携を図り、受診できるようにしています。また、被保護者の方に対して、通院医療機関等確認制度については実施しておりません。なお、医療券に代わる医療証等の検討については、国において総合的に判断されるものと考えております。（生活福祉総務課）

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】

自動車保有については、公共交通機関による通勤が困難な地域に居住している方や障がいをもつ方が通院等に必要とする場合等、実施要領上の条件を満たす場合に保有を認めているものです。（生活福祉総務課）

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

警察官OBについては、行政対象暴力による不正受給の防止や暴力団員等に対する適正な生活保護の取り扱いの徹底のため配置しておりますが、申請権の侵害とならないよう十分に配慮しているものです。なお、「適正化」ホットライン等については、実施しておりません。（生活福祉総務課）

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】

介護扶助については、実施要領等に基づき扶助しており、自己負担を強要するような取扱いはしておりません。また、作成されたケアプランについては、介護扶助運営要領に基づいて、助言・指導を行っているものです。（生活福祉総務課）

7 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体（56.4%）が完全無料、2) 1349自治体（77.4%）が所得制限なし、3) 831自治体（47.7%）が通院中学校卒業まで、155自治体（8.9%）が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み（通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し）拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】

子ども医療費助成制度につきましては、平成26年7月1日から12歳（小学校卒業）までから15歳（中学校卒業）までに拡大いたしました（所得制限なし）。

また、本来、医療費助成制度については国において制度化されるべきところであることから、引き続き、府市長会などを通じて、国に対しても強く要望してまいります。

（子ども育成課）

- ② 妊婦検診を全国並み（14回、11万円程度）の補助とすること。

【回答】

妊婦健康診査の助成につきましては、平成25年4月1日より最大14回・12万円と、全国トップレベルの助成を実施しております。（子ども保健課）

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得ですること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月に

できるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引き下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

【回答】

就学援助の適用条件については、事務事業外部評価で「所得基準を見直すべきである」との厳しい評価が示されたこと、また、本市の所得基準額が大阪府内で高額であることから、大阪府内で平均的な所得基準額に見直しを行ったところです。

手続きについては、学校ではなく教育委員会学務課で行っております。

第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月については、今年度から小学校6年生の3月に支給する中学校入学準備金を新設しました。

生活保護見直しの影響については、25年度に比べ、約2%、100人程度減少すると見込んでおります。

生活保護基準の見直しに伴う対応につきましては、本市においては、市として独自対応は行わないという方針に基づいて進めております。 (学務課)

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

新婚・子育て世帯の家賃補助については、既に大阪府で制度化されております。
(子ども育成課)

本市ではご要望のような家賃補助制度は実施していませんが、平成25年度から「三世代ファミリー一定住支援事業」として、市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と同居・近居するために住宅の取得やリフォームを行う際にその一部を補助する制度を導入しております。 (住宅課)

- ⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】

国の制度として、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした児童手当の支給を行っております。本市独自の手当については、現在検討していません。 (子ども育成課)

- ⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

【回答】

本市では、平成 26 年 4 月より親子調理方式を基本として、完全給食で全生徒が喫食することとする中学校給食を実施しております。（保健給食課）

- ⑦ ここ 10 年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

【回答】

平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間の社会動態については、平成 15 年度、16 年度については転出が転入を上回っていましたが、平成 17 年度、18 年度は転入が転出を上回っています。しかし、平成 19 年度以降は再び転出超過の状態が続いています。

本市では、平成 23 年度から定住人口の増加を最重点課題と位置付け、子ども医療費助成制度の拡充など、子育て支援策の充実を図っています。また、親・子・孫からなる 3 世代の同居・近居を支援する 3 世代ファミリー一定住支援事業や社宅等への整備補助のほか、小学校全学年への 35 人学級の導入といった教育環境の整備など、各種施策の一層の充実を図ることで本市の魅力を高めるとともに、市内外への積極的な情報発信を行うことで定住人口の増加に努めています。（政策推進室）